最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

刑事訴訟規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年二月二十日

最高裁判所

刑事訴訟規則の一部を改正する規則

刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項第七号中「（映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）」を削る。

第四十一条第一項中「差押状」の下に「若しくは記録命令付差押状」を加える。

第四十三条の見出し中「差押状、捜索状」を「差押状等」に改め、同条第一項中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加える。

第九十四条の見出し中「差押状、捜索状」を「差押状等」に改め、同条中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加え、「差押又は」を「差押え、記録命令付差押え又は」に改める。

第九十五条中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加える。

第九十六条中「又は差押」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第九十七条の見出し中「差押状、捜索状」を「差押状等」に改め、同条中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加え、「差し押えた」を「差し押さえた」に改める。

第九十九条の見出し中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加え、同条に次の一項を加える。

2　記録命令付差押状の執行をした者が第九十六条又は前条の処分をしたときも、前項と同様とする。

第百条の見出し中「立会」を「立会い」に改め、同条第一項中「差押状」の下に「又は記録命令付差押状」を加え、同条第二項中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加える。

第百三十七条第一項第一号中「押収に」を「押収（記録命令付差押えを除く。）に」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　記録命令付差押えについては、電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者の現在地

第百三十七条第二項中「前項第四号」を「前項第五号」に改める。

第百五十五条の見出し中「差押等」を「差押え等」に改め、同条第一項中「差押、捜索又は検証の」を「差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証の」に改め、同項第一号中「差し押えるべき物」を「差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」に改め、同項第六号中「差押」を「差押え、記録命令付差押え」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　法第二百十八条第二項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

第百五十五条第二項中「外」を「ほか」に、「第二百十八条第四項」を「第二百十八条第五項」に改める。

第百七十八条の十一の見出し中「還付、仮還付」を「還付等」に改め、同条中「あたり」を「当たり」に、「還付、仮還付」を「還付等」に改める。

附　則

この規則は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省令

○厚生労働省令第二十一号

平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成二十二年政令第七十七号）第一条及び第二条の規定に基づき、平成二十二年度における子ども手当事務費交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

平成二十二年度における子ども手当事務費交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令

平成二十二年度における子ども手当事務費交付金の額の算定に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成二十二年度等における子ども手当事務費交付金の額の算定に関する省令

第一条中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令」に、「平成二十二年度の四月から二月まで」を「平成二十三年度の四月から九月まで」に、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（」に改める。

第二条第一項中「二千九百八十九円」を「千四百八十七円」に、「平成二十二年度の四月から二月まで」を「平成二十三年度の四月から九月まで」に、「十一」を「六」に改め、同条第二項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の子ども手当事務費交付金について適用する。

○厚生労働省令第二十二号

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成二十三年政令第三百十号）第一条及び第二条の規定に基づき、平成二十三年度における子ども手当事務費交付金の額の算定に関する省令を次のように定める。

平成二十四年二月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

平成二十三年度における子ども手当事務費交付金の額の算定に関する省令

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づき市町村に交付する事務費政令の厚生労働省令で定めるところにより算定した数）

第一条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（以下「平成二十三年度事務費政令」という。）第一条に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した数は、平成二十三年度の一月末における子ども手当受給者（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第六条の規定により認定を受けた受給資格者をいい、同法第二十一条に規定する児童手当等受給資格者に該当する者を除く。次条において同じ。）の数に五を乗じて得た数とする。

（各市町村ごとの子ども手当事務費交付金の額）

第二条　平成二十三年度事務費政令第二条に規定する各市町村に対して交付すべき子ども手当事務費交付金の額は、千四百八十七円に、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）における平成二十三年度の一月末における子ども手当受給者の数を乗じて得た額とする。

2　前項の規定により算定した額によることが適当でないと認められる特別の事情がある市町村に交付すべき子ども手当事務費交付金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、千三百三十二円に当該市町村における平成二十三年度の一月末における子ども手当受給者の数を乗じて得た額及び五十万円を加えて得た額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の子ども手当事務費交付金について適用する。